

国土交通省独立行政法人評価委員会
第15回空港周辺整備機構分科会
(議事録)

平成25年2月21日

国土交通省独立行政法人評価委員会

第15回空港周辺整備機構分科会

平成25年2月21日

【高橋室長】 それでは、ただいまから、国土交通省独立行政法人評価委員会第15回空港周辺整備機構分科会を開催いたします。

本日は、委員の皆様方には、ご多忙の折、本分科会にお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。私は事務局の環境・地域振興課空港周辺地域活性化推進室長の高橋でございます。議事に入るまでの進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず会議に入る前に、お手元にお配りしました資料につきまして、確認をさせていただきます。

まず一番上に議事次第がございます。めくっていただきまして、本日の座席表がございます。なお、山岸委員につきましては、都合により急遽、欠席でございます。次にめくっていただきまして、配付資料一覧がございます。資料の内訳でございますが、めくっていきまして、資料1といたしまして「第3期中期目標の策定及び中期計画（案）について[要点]」、A4縦、1枚物でございます。資料1-2といたしまして「独立行政法人空港周辺整備機構 中期目標（第三期・案）」、A4縦、3枚物でございます。資料1-3といたしまして「独立行政法人空港周辺整備機構 中期計画（第三期・案）」、A4縦3枚とA4横1枚の計4枚物でございます。それから資料1-4といたしまして「第3期中期計画予算について【平成25年度～平成29年度】」、A4横、2枚物でございます。それから資料1-5といたしまして「第2期中期目標・計画、第3期中期目標・計画対比表」、A3横、7枚物でございます。それから連絡事項の資料2は「評価決定書」、A4縦、1枚物、それと「新関西国際空港（株）に出資する資産・負債の評価方法」、A4縦、1枚物、それから「貸借対照表」、A3縦、1枚物の計3枚物となっております。資料の不足等がございましたら、事務局までお申し願いたいと思いますが、大丈夫でしょうか。

それでは、開会に当たりまして、環境・地域振興課、滝川課長よりご挨拶を申し上げます。

【滝川課長】 環境・地域振興課長、滝川でございます。いつもありがとうございます。特に今、学年度末に向かいます大変お忙しい中、お集まりをいただきましてありがとうございます。

この独法になった機構、概ね10年を迎えるわけでございます。この一番大事な時期に、しかもその中で業務や組織の大幅な変更もございましたけれども、先生方からは、この機構のあり方についての評価、またご審議をいただき、さらに広く航空行政全般についてのご見地、ご見識の中からご指導いただきました。何とか、この10年間進んでこられたのも、先生方、この分科会におけるご審議のおかげと感謝しております。

機構も大きく様変わりをし、理事長も代替りをしてきましたし、私どものほうも変わる中ですけれ

ども、何とか大きな道筋に沿って機構の運営ができてきたのも、やはりこの評価の仕組みの中であつてこそと思っております。

本日は第15回目の分科会ということになります。節目の年でございまして、第3期目の中期目標と中期計画につきましてのご審議をお願いするわけでございます。この中で、年度のご評価の中でもいろいろご説明をし、ご指摘をいただいてまいったところでございますけれども、昨年の7月には大阪国際空港と関空の経営統合がございまして、大阪の業務が機構から新関空会社に移るという大きな変動がございました。

簡単にご報告をいたしますれば、この半年間、特に環境対策業務、周辺環境整備につきましては、新会社も地元の信頼も得ながら、かなりスムーズに行っていると私ども思っております。実際には、厳密に言えば権限から外れたことも含めて、現場の職員、それから私ども、私自身も含めて、現地にも足を運んで、いろいろな形で情報共有等は図っておりますけれども、まずはスムーズな承継ができていると考えているところでございますので、そのことをご報告させていただきます。

また福岡空港につきましても、最近、評価そのものの中でも、またその外といいますか、この分科会の中のさまざまなご意見を頂戴する中でも、今後のコンセッションに向けて、どうしていくんだということをご議論もいただいているところでございます。

まず、前提となります空港の経営改革法につきまして、残念ながら前の国会では廃案になってしまいましたけれども、この通常国会に、また新たに法案として提出をすべく、現在、鋭意、局を上げてやっておりますし、省全体の中でも、きちんと今国会で提出、成立を期する法案という位置づけを得て進めていこうとしているところでございます。

空港経営改革法ができる前提ではございますが、福岡空港については、今後の民間委託等を進める中で、この機構の行っている業務については、基本的には民間運営主体のほうに移していくんだということが根底にあると思います。

ただ、政権交代の中で、その考え方のベースになっていました閣議決定が今ちょっと凍結をされていまして、新政権のもとでの独法の組織についての新たな閣議決定、いずれされることになると思えますけれども、私どもとしては様々な応用は効かせながらも、大きな基本的な考え方はきちんと持った上で対応していきたいと思っております。

その上で機構は、当面はコンセッションができるまでは、やはりこの機構が何といても空港周辺の皆様方のために適切な周辺環境整備を行う主体でございますので、その業務を効率的かつ適切に行っていくと、その拠りどころとなる中期目標と中期計画をこのたび定めようというものでございますので、どうか先生方のご意見をまた十分頂戴した上で、よりよい目標・計画ということで、機構にも自信を持ってこれからの業務を進めていただきたいと思いますと思っております。

本日は限られた時間ではございますけれども、節目ということもございまして、どうか様々なご見地からのご意見を頂戴いたしまして、ご指導賜れば幸いです。どうかよろしくお願いいたします。

【高橋室長】 ありがとうございます。

続きまして、本日の出席者につきましては、お手元の座席表によりご確認をお願いいたします。

なお、本日は、政策評価官室の内山政策評価企画官が出席されておりますので、よろしくお願いいたします。

【内山政策評価企画官】 内山です。よろしくお願いいたします。

【高橋室長】 また、独立行政法人空港周辺整備機構からは、理事長のほか役職員が出席しております。ここでは淡路理事長をご紹介します。

【淡路理事長】 よろしく申し上げます。

【高橋室長】 審議に先立ちまして、事務局から3点、報告等を申し上げます。

1点目は定足数の報告についてでございます。空港周辺整備機構分科会の委員定数6名に対しまして、本日は4名の委員の方のご出席をいただいておりますので、議事に必要な過半数の定足数を満たしておりますことを報告いたします。

2点目は分科会の審議結果の取り扱いについてでございます。本日の審議結果の取り扱いでございますが、国土交通省独立行政法人評価委員会運営規則第6条の規定に基づきまして、後日、家田委員長の同意を得て、委員会の議決となります。

3点目は議事録についてでございます。委員会終了後、速やかに議事要旨を国土交通省ホームページで公表いたします。その後、議事録を作成し、同様の方法で公表いたします。

それでは、以後の進行につきましては盛岡分科会長にお願いしたいと存じます。盛岡分科会長、よろしくお願いいたします。

【盛岡分科会長】 盛岡でございます。先ほど課長様のご挨拶がございましたが、節目の年といえますか、新年度からの新しい中期目標・中期計画、これを皆様方のご審議をもって、本日、決めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず第3期中期目標の策定及び中期計画（案）について、これにつきまして資料1と2が配付されておりますので、審議を始めたく思います。事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

【佐藤課長補佐】 環境・地域振興課、佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは資料に基づきまして、ご説明させていただきます。まず資料1の第3期中期目標の策定及び中期計画（案）についての要点でございます。

1. 中期目標の期間、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間でございます。

業務の確実な実施につきましてでございますが、福岡空港の周辺環境対策について、騒防法に基づき、国と密接な連携を図りつつ、確実・適正な執行を行うものとする。また、機構が行う福岡空港の周辺環境対策につきましては、今後、国管理空港に係る空港運営の民間委託等が進められ、福岡空港につき民間委託等を行うこととなる際に、実施主体の検討が行われる中で、機構は業務の適正かつ円滑な実施を確保するための進め方の検討を行うということでございます。

組織運営の効率化につきましては、機動的かつ柔軟な組織運営を図るものとし、中期目標期間の最終年度までに、現在の事業三課体制の二課体制への見直し、また、管理業務の効率化を図ることによる組織・定員の見直し、これらを図っていくものといたします。

4. 経費の効率的な執行でございます。事業費については、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度、平成24年度でございますが、比べまして5%程度削減することとしたいと思います。この点につきまして、先日、事前説明の際には、定量的な目標は定めないというご説明をさせていただいておりますが、この後、予算のところで説明させていただきますが、現段階では5%の目標とさせていただきたいと思っております。

一般管理費（人件費除く。）につきましては、同様に、最後の事業年度におきまして、平成24年度の福岡空港事業本部分に比して15%程度を削減すると思っております。

また、人事に関する計画といたしまして、給与水準につきましては、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与のあり方について厳しく検証した上で、その適正化に計画的に取り組むことといたします。

総人件費の削減につきまして、この平成24年度に国家公務員給与の臨時特例に準じた措置、平均7.8%の給与削減でございますが、これを講じたところでございますが、引き続き政府の方針を踏まえつつ適切に対応してまいるといふことにさせていただきたいと思っております。

それでは、まず中期目標・中期計画の中身に入ります前に、予算についてご説明させていただきたいと思っておりますので、資料1-4をごらんいただきたいと思います。横長の表でございます。

先ず事業費でございます。平成24年度、まだこれは大阪3カ月分がございますが、大阪が2億円、福岡が2億47百万円、合わせて23億48百万円の予算でございます。

これを、先ず平成25年度予算でございますが、これはもう既に政府の予算案といたしまして閣議決定された予算を基にはじいている数字でございます。福岡事業費につきましては2億29百万円の予算となっております。

26年度以降の見込みにつきましては、この25年度予算を基に、基本的にはこれを将来に延ばしていく形で5年間の予算を推計しております。

先ず上から民家防音事業費、25年度2億5千万円、26年度1億7千万、27年度1億4千万と年によって動いておりますが、これは基本的に現在、民家防音事業の内容といたしましては、空調機の更新工事、ほぼこれのみとなっております。このため、その更新期間、10年前に設置した台数から、ほぼその年の事業量を推計しております。25年度、若干数字が大きくなってございますが、これは大きな市営団地1つが対象になっております関係で、他の年に比べて大きな数字となっております。

次に移転補償事業費でございます。25年度13億円、これはほぼ同様な数字が横に、今後とも5年間続いていくと推計しているところでございます。

なお前回、この数字、26年度以降は14億円程度の数字が載っている表で事前説明にお伺いしたところでございます。実は、その黄色い福岡計の一番右から2番目の対24年比マイナス5%となつ

ております。これは、前回ご説明したときにはマイナス2.9%でございました。実は前回ご説明したとおり、中期計画の数値目標といたしまして、事業費についてはマイナス2.9%ではあったんですが、これは大きく申請に基づく予算でございますので、なかなか推計が難しいということで、定量的な目標を立てておりませんでした。この内容で財務省に行って説明いたしました。財務省といたしましては、独立行政法人の大きな使命の1つに予算の効率的な執行、事業の効率化、これがあるわけだから、やはり数値がないというのはよろしくない。そのとき2.9%という数字はあったんですが、やはり自然体で2.9%であれば、もっと努力をするべきだということで、可能な数字ということで5%の数字に置きかえたものでございます。なぜ前回の2.9%から5%になっているかと申しますと、主な見直しは移転補償事業費、これは25年度、実は要求のときに14億円で要求いたしましたが、財務省の査定の中で13億円となったところです。

26年度以降はその要求額を基に数値をはじいておりましたが、やはり査定後の数値を使うべきだということで、基本的には25年度、査定後の数字を延ばす形で数字をはじいております。この結果、29年度の事業費の合計は24年度の予算に対しましてマイナス5%になるということになっております。

次に一般管理費でございます。大阪24年度3カ月ございましたが、25年度以降は福岡だけになります。

先ず人件費につきましては、24年、25年につきましては、現在、国家公務員の準拠したマイナス7.8%の削減がかかっているところでございますが、これが2年限りの措置でございますので、26年度以降はそれが復活するというので、数字が大きくなっております。ただ最終年度、1千万円ほど落ちておりますが、これは定員の削減、三課体制から二課体制への見直しを行うことによる定員の削減によりまして削減いたしまして、29年度、結果的には24年度に比して0.2%の減となっております。

また物件費につきましては、24年度96百万円に対しまして、削減努力をいたしまして、29年度82百万円、15%の削減率を目標としております。

これをもとに中期計画の予算になるわけですが、2枚目を見ていただきますと、中期計画の予算、収支計画、資金計画を若干ブレイクダウンいたしまして、わかりやすいようにしてあります。

先ず一番左の予算でございますが、この予算は色でわかるようにしてありますが、この1-4の1枚目のペーパーの右に色がついておりますが、それぞれの事業の色を、この2枚目のペーパーの色にあてておまして、結果、支出の合計が123億46百万円、これは一番下にあります合計額欄、事業費と一般管理費の合計額123億46百万円と一致しているところでございます。

次に収支計画でございますが、この収支計画はどういうものかといいますと、予算につきましては、その年に収入・支出を行った現金ベースのものでございます。ただ、その未収金であるとか未払金につきましては、所属する年度、発生した年度に計上して整理した予算でございます。収支計画につきましては、予算以外に、実際お金を支出するもの以外に、例えば減価償却費であるとか、資産見返補

助金戻入という科目がございますが、期間計算等によって、現金の収入支出が伴わないものを費用、収益として認識しまして出した数字でございます。費用の部が122億円、収益の部が126億円となっております。

資金計画でございます。これはもう本当の現金の出し入れでございます。予算と違いますのは、未収・未払に係る部分はその年で属さないで、実際に支払った年に属するという事で若干の予算と数字が変わっております。また一番下にありますように、前年からの繰越金を計上いたしました結果、資金の収入と資金の支出をバランスさせているものでございます。これらの数字がこの、すみません資料1-3の最後のペーパーに数字として、予算として計上されているものでございます。

また、実は、先ほど申しましたとおり事業費につきましてマイナス5%とさせていただいているところでございますが、これにつきましては、ちょっと安河内先生へのご説明のときには間に合わなかったんですが、事前説明のときに、今、財務省と調整中で、マイナス5%ということになりそうだというご説明をいたしましたところ、本日、ちょっとご欠席しております石田先生から、やはりもし機構が国民へのサービスとして必要な経費であるとするのであれば、安易に、財務省から言われたからといって減らすべきではないと、きちっと国民へのサービスを優先すべきだというご指摘がございました。ここは私のほうの説明もちょっとうまくなかったんですが、ご説明として財務省が横並びをとというちょっと不適切な表現をしてしまいました。財務省の本意といたしましては、決して事業を減らせと、国民へのサービスのレベルを落とせということを行っているわけではなくて、自然体でマイナス2.9%落とせるのであれば、もっときちんとした努力は必要であると。それは契約の方法であるとか、いろいろな方法があると思うんですが、それらを使って、やはり独法の本来の1つの目的である予算の効率的な執行、これを目指すべきだということで、5年間で2.1%上乘せするようにということで、当方としても納得したところでございます。

以上が、この次期中期目標期間における予算のご説明でございます。

これをもとにつくりましたのが中期目標・中期計画でございます。ご説明につきましては資料1-5で、前中期目標期間と対比させて説明させていただきたいと思っております。A4の横長でございますが、こちらの資料でお願いいたします。

まず中期目標、今回、前文が大きく増えております。これは従前、根拠法令等定形的なもので説明していたんですが、この一、二年の見直し独法につきましては、きちんと独立行政法人の使命等を記載しておりますので、それに倣いまして今回こういう書き方にさせていただきました。

中期目標の期間といたしましては、25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間とする。中期目標2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項。これ、左欄を見てくださいと、前中期目標では3.になっております。これは法律がそうなっている関係で、今までは2として、業務運営の効率化に関する事項が先に参りまして、その後国民に対するサービスが来ておりました。ただ、この点につきましては第1回の分科会から、国民に対するサービスを先にすべきではないかというご指摘もありました。また最近の見直し独法を見るとやはりご指摘のとおり、

こちらが先に来るべきだということでこういう並びになっておりますので、今回改正につきましてもその並びに変えております。

業務の確実な実施。騒防法に基づく以下の事項について国と密接な連携を図り、将来の事業見込み等にも留意しつつ、確実・適正な執行を行うことにより、福岡空港の周辺環境対策を進めること。また、機構が行う福岡空港の周辺環境対策について、今後、国管理空港に係る空港運営の民間委託等が進められ、福岡空港につき民間委託等を行うこととなる際に、実施主体の検討が行われる中で、機構は業務の適正かつ円滑な実施を確保するための進め方の検討を行うことということで、計画につきましても同様な文言にしております。

先ず事業といたしましては再開発整備事業でございますが、空港周辺のまちづくりの観点から、引き続き、既存貸付物件の修繕や維持管理を中心に適切に実施することといたしております。

前回の目標では、第1種区域で実施している事業にあつては、国が進める国有地の処分計画を踏まえ、平成22年度までに廃止することとされておりましたが、これは大阪国際空港のほう騒音区域の見直しをした関係で、それまで2種区域にあつたものが1種区域にはみ出した物件がございまして、これについての指摘でございましたが、現在、大阪につきましては新関空会社に承継されておりますので、そのような問題はなくなっております。

2枚目に参りまして②民家防音工事補助事業については、騒防法に基づく国からの補助事業として、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進すること。

計画といたしましては、関係自治体の広報誌等への事業案内の掲載やパンフレット等の配付により情報提供を行うなど円滑な事業執行に努めるとともに、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進します。といたしております。

すみません、それで今回、中期計画が全て「ですます調」になっております。今までは「である調」であつたんですが、昨年の見直し独法の中で「ですます調」で作っているところがございます、国民に対するアピールという意味においては「ですます調」のほうが適切であるということで、今回、機構は「ですます調」への見直しを行っております。

③移転補償事業については、騒防法に基づく国からの委託事業として、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進すること。

計画では、移転対象物件の照会や申請、境界確定、建物撤去等に至るまでの数々の相談に対し、申請者に対して懇切、丁寧な対応を行うなど円滑な事業執行に努めるとともに、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進します。としているところでございます。

④前回ありました大阪空港に係る記述につきましては削除しているところでございます。

④緑地整備については、騒防法に基づく国からの委託事業として、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進することとしております。

次、(2) 空港と周辺地域の共生と連携の強化。ちょっと前中期目標・計画とはタイトルが変わっておりますが、内容からしてこちらのほうが適切であると変更しております。周辺住民、国及び関係

自治体等との十分な意思疎通を図りながら、空港と周辺地域の共生に資するため、次の措置を講ずること。

3枚目に参りまして、国及び関係自治体との連携。空港周辺環境対策事業が円滑かつ効果的に実施できるよう国及び関係自治体との十分な意思疎通を図るための体制の確保を図ること。

計画といたしましては、出資者である国・県・市及び関係自治体で構成する「連絡協議会」の開催や業務の調整及び意見交換のための会議の開催等を通じて、また、機構が行う周辺環境対策の見直し等に当たっても、国と密接な連携を図りながら、関係自治体と十分な意思疎通を図りますとしております。

前計画では、年2回以上の開催ということで数値目標があったんですが、分科会の評価の中でも回数を目標にすることは必ずしも適切ではないと。回数ではなく中身が問題なのであるから、中身の充実に目標を定めるようにご指摘を受けているところございまして、今回、回数の掲載は見送っております。

②広報活動の充実。機構が担う空港周辺環境対策事業及び同事業にかかわる事務・事業の運営状況等について透明性を確保する観点から、より一層の国民党への説明責任を全うするための広報に努めること。

これに対しまして計画では、イ、ホームページの内容について、利用者にわかりやすい表現を心がけ、常に最新の情報に更新します。また、公共工事に係る発注情報や契約結果情報の提供、毎事業年度に係る事業報告書や決算報告書などの財務情報など、機構の取り組み内容に関する情報を公表することにより、業務運営の透明性の確保に努めます。ロ、関係自治体と連携を図りパンフレットの配布・自治体広報紙への情報掲載等の広報活動を行います。

③といたしまして地域への啓発活動。空港と地域の共生を図るためには地域の理解が不可欠であるため、環境学習や見学の要望があった場合は適切に対応するとともに、空港で開催されるイベントや国及び関係自治体で構成する「連絡協議会」等の場を活用し、積極的に啓発活動を行いますといたしております。

また、すみません、広報活動、前回、数値目標といたしまして3万アクセスという目標を掲げておりましたが、これもやはり分科会の席で、目標としてアクセス数というのは必ずしも適切ではないと、その中身をもっと分析するべきだというご指摘がございました。これらも含めまして、ちょっとまだどういう評価基準にするかにつきましては必ずしも現段階で決めておりませんが、これはこれから今後、第3期の業績評価をするまでの間にきちんとした評価基準を作成したいと思っております。

3.業務運営の効率化に関する事項。独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針、これ22年度の閣議決定でございますが、等で示された事務・事業の見直し及び組織の見直し等を踏まえ、組織のスリム化及びコスト削減等を推進し業務運営の効率化を図ることとしております。

4ページ目に参りまして、組織運営の効率化。福岡空港の周辺環境対策に係る社会的ニーズに迅速かつ柔軟に対応するとともに、見直しの基本方針を着実に実行すること。また、将来の事業見込み等

にも留意しつつ、効率的な事業執行を図るための組織定員の見直しを行うこと。

これに対しまして計画では、福岡空港の周辺環境対策に係る社会的ニーズに的確に対応するため、機動的かつ柔軟な組織運営を図るものとし、中期目標期間の最終年度までに、現在の事業三課体制の二課体制への見直し、また管理業務の効率化を図ることにより、組織・定員の見直しを図りますとしております。

人材の活用につきましては、福岡空港の周辺環境対策に係る社会的ニーズに迅速かつ柔軟に対応するため、職員の能力開発の促進により、組織の一層の活性化を図る。

計画では、人材の活用については、出資者である国及び地方公共団体との綿密な人事調整を行い、空港周辺環境対策事業の円滑な運営に必要な専門的能力及び知識を有する役職員を確保するとともに、外部講師による研修の実施や外部研修への参加等により、職員の能力開発を促進し、効率的な業務運営、組織の活性化を図ります。としております。

代替地造成事業は前中期目標期間中で終わっておりますので、今回、削除しております。

経費の効率的な執行といたしまして、①事業費の抑制。事業費について、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成24年度の福岡空港事業本部分）比で5%程度に相当する額を削減すること。計画でも5%程度に相当する額を削減しますとしております。

5ページに参りまして、一般管理費の抑制でございますが、一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成24年度の福岡空港事業本部分）比で15%程度に相当する額を削減すること。計画でも15%以上削減しますとしております。

契約の見直しにつきましては、契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年度の閣議決定）に基づく取り組みを着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図ることとしております。

（5）適切な内部統制の実施。内部統制についてはさらに充実強化を図ること。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。また、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進することとしております。

6ページ、これは前中期計画で行政改革実施本部の「独立行政法人整理合理化計画」で指摘された事項が羅列されておりましたが、今回は特段の勧告等ございませんので記載していません。

最後のページ、7ページに参りまして、財務内容の改善に関する事項。中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業において適切に計画し、健全な財務体質の維持を図ること。

これ前中期目標にございました平成21年度までに欠損金の解消を図ることという指摘につきましては20年度に欠損金の解消を果たしているところでございます。

計画のほうの短期借入金の限度額でございますが、これは出資額でございます。4億円といたします。

重要な財産の処分等に関する計画につきましてはございません。

剰余金の使途につきましては、固有事業（再開発整理事業）に充てます。

5. その他業務運営に関する重要事項。(1) 人事に関する計画といたしまして、給与水準については、国家公務員の給与水準も十分に考慮し、手当を含め役職員給与のあり方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取り組み状況を公表すること。また、総人件費の削減については、平成24年度に国家公務員給与の臨時特例に準じた措置を講じたところであるが、引き続き政府の方針を踏まえつつ適切に対応することとしております。

また計画の(2) 騒音防止法29条第1項に規定する積立金の使途、これは該当ございません。

以上、簡単ではございますが、次期中期目標・中期計画のご説明とさせていただきます。

【盛岡分科会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました第3期中期目標、それから計画につきまして、ご意見等賜りたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

【廻委員】 今後5年間に状況がある程度変わる見込みというの、例えば2本目とか、コンセッションとか、どの程度のめどをつけていらっしゃるのですか。

【滝川課長】 これがなかなか、ちょっと難しいことになっていまして、まず法案は、何とかこの通常国会後半で通したいと思っているんです。ただ、少し、前の法案と考え方がちょっと変わったところがありまして、前の法案を準備しているときには全国の空港の中で、地域のお話も聞きながらなんです。航空局として、ここが民間委託で先行するグループの空港というイメージを持っていたんですね。

ところが、前回の法案から今回の法案をつくる過程で、やはりちょっと地方サイドのほうで、何か国がスケジュールをつくって、それが何か押しつけられるとか、逆にそれで後に行くと、何か置いてけぼりを食うというような、ちょっとそういう誤解、我々からすると誤解だと思いますが、ご懸念なんかがあったものですから、今回、法案の中でも、平べったく言うと国の滑走路をいかに地域に活用していただくかということですので、地域の声でうまくコンセッション主体を組み、なおかつスケジュールも考えていただくという考え方を非常に今、色濃く出しています。

そういうこともありまして、福岡、以前だったら第2グループのこのあたりみたいなことが言えたんですが、実はそういうことは、もうちょっと我々としては申し上げられない状況になっています。

一方で、滑走路の増設に向けて環境アセス、今が方法書をお示しした段階なんですけれども、これを進めていきたいと思っているものですから、そうはいいいながらも滑走路増設の話とコンセッション

の話と、うまくバランスをとりながら進めていかなければいけないのですが、ちょっと地域のご意思とか実情を十分踏まえるという観点から、目標年度みたいなものが、ちょっと我々から言いにくくなっているというのが正直なところでございます。

一応、30年度までに委託をやる場合にはやるんだという、1つの目標になるところはとれているんですが、そういう年度は示してはいたんですけども、典型的な委託でない場合、32年度までに何らかの民間の活力を生かした経営方法にするということは考えていたんですが、その中での、ちょっと年度の感覚が、以前ほどちょっとこう、何というか。

【廻委員】 具体的なお話。

【滝川課長】 はい。

【廻委員】 まあね、関空を見ながらというところもあるでしょうし。わかりました。

【盛岡分科会長】 そうですね。そのあたりの書きっぷりを直接に表現する部分というのは……。

【廻委員】 ない。

【盛岡分科会長】 ねえ。「実施主体の検討が行われる中で」、「中で」、それで「適切かつ円滑に進めるための方策の検討を行います」と。あるいは「行うこと」と書いてあるんです。このトーンですね。

【滝川課長】 ちょっと日本語としても、ややもたまたしたところはあるんですけども、1つは、あくまで中期計画で、機構として何をするんだというのがまず出発点でございますので、国としては民間委託、もちろん推進をしていくわけでございますし、うまく、その地元のほうでコンセッション主体が出てくれば、環境整備についての実施主体の検討を行いますと。機構自身にそのこと行うちょっと能力というか、それはございませんので、その新しい民間運営主体に環境整備を実施させるということになったときに、機構としては。

【廻委員】 どうするかというのを。

【滝川委員】 はい。適正かつ円滑、特に円滑ですので、多分、経過措置的なことも必要になってくるんだろうと思うんですが、片や伊丹のときうまくいったように、充分円滑に業務移管をするということと、もう一つは、もしかすると経過措置が必要になった場合に、それに備えた準備を、これは機構、国、両方でよく考えて準備をしておくということまでははっきり書いているんですが。

【廻委員】 といってもまだ先のことわからなくてね。わからないけれども書いていると。

【滝川課長】 はい。

【廻委員】 この30年、32年ぐらいまで何もなかったらずっとないでしょうけれどもね。なんて言ったら……。

【滝川課長】 それは私どもが空港経営改革法をつくったあれからすると、それでは困りますので。

【盛岡分科会長】 困るよね。

【滝川課長】 はい。やはり30年度というのが委託をやる場合の、仮に後発グループであってもそこまではということになっていますので、そこはもう最善の努力でうまく仕組みをつくっていかねばいけないと思っています。

【廻委員】 関空のほうもコンセッションのめどはついているわけでもなさそうだし。はい、わかりました。

【盛岡分科会長】 いかがでしょうか。

【安河内委員】 その滑走路を増設するほうは、どんな予定になっているんですか。

【滝川課長】 現在、アセスの方法書まで今年やっています、来年、調査をやって、27年度に準備書を出し。

【志賀総括】 26年に準備書をやって、27年……。

【滝川課長】 これ25、失礼しました。年度が今ごっちゃになりましたが、来年度に、25年度に調査をやり、26年度に準備書をお示しするという事になっています。あわせて用地買収等の事前準備も今やっているんですけれども、あとは滑走路整備についての、財源の問題があるものですから、そこについてどういうふうにアセスや何かが、あれと並行しながら進めていけるのかということと、そのコンセッション主体が組んでいけるとかということが裏表になって動いていくことになります。

【安河内委員】 その増設できたときに、それが完成したら騒音が増えますか。

【滝川課長】 これもまた非常に難しいところで、ちょっと地域の皆さんとも今そこについてはいろいろお話をしたり、お尋ねに答えているんですけれども、今の騒音対策区域を引いた当時から見れば、現状非常に静かになっているのはもちろん、滑走路増設後でも十分静かになっていると思います。

【安河内委員】 ということは拡大する必要はないと。

【滝川課長】 と我々は思っています。ただ現状と、今と増設後を比べれば、当然、騒音は広がるはずですので、そのところを、ちょっと2段階で考えていただかないと、地元の皆さんには、ただ単に増設しても区域は広がりませんと言っても、そこは非常にご理解が難しい部分なので、今そこをちょっと我々自身もきちんと明確に理解をした上で、地元でどういうご説明をするかなということを考えていく必要があると思っています。先ず、かつて、それから今、それから増設後と、こんな感じだと思っんですよね。

【廻委員】 かつて……。

【盛岡分科会長】 ということは、航空局がお考えの滑走路増設後でも、空港周辺整備機構の事業の枠組み及びボリュームが変化することはないと、そのことによって。

【滝川課長】 と思うんです。

【盛岡分科会長】 と推定している。

【滝川課長】 はい。ただ、例えば滑走路が西側よりも既に市街地化されている側のほうにできますので、例えばそっち側にちょっと影響が出てきたときに、面積は狭くても人口集積が既に随分できている地域ですから、そういうところは慎重によく見極める必要があると思っていますけれども、そもそもこの現状の場所で増設をするのか、それとも新空港にするのかという議論が10年ほど前にございましたけれども、そうした検討の流れの中でやったパブリックインボルブメントのときに引いてみたコンターからすると、実はコンター自体は今の区域よりは相当もう縮小するのではないかと。ただ、

その計算根拠になる機材だとか運行のさせ方というのは、また最新のものにアップデートした上で検証する必要はあると思うんですけども、むしろ相当コンターで純粹に言うと小さくなるのではないかというのが数年前に出ているんですよ。

【廻委員】 前と比べて、現在としかみんな比べないと思います。

【滝川課長】 そうなんです。

【廻委員】 住民なので、そんな昔のことといたって、新しい住民もいますよね。ですから現在と比べてどうなのかというところはやっぱり、その説明ができないと難しいですよ。

それからあと、今言われている、わかんないですけどもね、中国とかそういうことの関係もありますけれども、当然ながら足りないから、容量が足りないからつくるわけですから、発着回数はかなり増えていくということは考えられますよね。もちろん航空機の、何ていうんでしょう、騒音は随分と改善されてはいますけれども、今、中型化あるいは小型化で頻度多目ということでは言われていますから、そういう意味では頻度は増えるか、まあ787がああだからちょっとあれですけども、増える可能性もあるので、結構ね。また、この役割も結構続くんじゃないかという気もしないわけでもない。

【大内委員】 今回のコンターを拡大しないという計算の根拠の運行の回数が今、先生おっしゃったように回数は当然、倍になるかわかりませんが、相当増えるというのも織り込んでコンターは。

【滝川課長】 はい、織り込んでいます。

【大内委員】 ですよ。

【滝川課長】 数年前の段階ですけども、需要もかなり、やっぱり大き目には見ているんですね。ただ、例えば、場所によってもちょっと影響の出方が変わってくるわけですが、残念ながら現在の空港内でやりますから、2本滑走路を持って同時平行進入ができないわけです。そういう意味で言うと、とても倍になんかなりませんし、1.5倍にもなかなかならないんだろうと思うんですよ。そうしますと例えば東……。

【廻委員】 平行でしたっけ？

【滝川課長】 はい。東側から西側に来ることで、地域ごとの現れ方というのは大分変わってくる可能性があるんで、そこはきちんと見る必要があるんですけども、全体として騒音が大きくなるかと言うと、繰り返しますけれども、当然今よりは大きくなるに決まっているわけですが、今の騒音対策区域、あるいはそのもとになっているコンターから見れば、場合によっては相当小さくなる可能性もあるものですから、区域を広げる必要性といたたらもうほとんどないんじゃないかと我々は内心思っています。ということですね。ただ、そこをうまくどうやってご理解いただくのかですね。

【廻委員】 海外からのフライトがもし増えるとなると、必ずしも日本の航空機のようなものばかりでもないですからね。かなり中古機を使う……。

【滝川課長】 まあまあ、それは……。

【安河内委員】 格安とか入ってきたらね。

【滝川課長】 そこもちょっと、もしかするといろいろなことを考えないといけないかもしれないですね。

【安河内委員】 特にやっぱりちょっと心配なのは西側のほうですよ。西側が、東側だと多分大丈夫と思うんですけども、西側のほうが少しでも範囲が広がると、さっき仰ったみたいに、やっぱりちょっとかなり人口的には、対象戸数としてはかなり増えてきますので、そうするとこの計画ではちょっと厳しい、マイナス5%はどうかという感じがちょっとしますね。

【廻委員】 そういう感じは。結局今までなかった人が出ると、多分、全然違うと思うんですよ。まあでも一応何か言わなきゃいけないからマイナス5。

【滝川課長】 事情が大きく変わった場合には、というのは今の時点で、やっぱり特定の年度に何かをやるということはちょっとできないし。

【廻委員】 今ではわかんない。

【滝川課長】 いずれにしても滑走路がどんなに順調に工事をやっても、10年間ではでき上がりませんので、今からですね。

【盛岡分科会長】 そうね。

【安河内委員】 そうですね。

【滝川課長】 そういう意味での問題は多分出てこないとは思いますが。ただその……。

【安河内委員】 ただ、それができないと、民間の、機構のかわりになってくれる主体もなかなか決まらないですよ。

【滝川課長】 そこを明確に、どういうものをお示しできるのか。そこはアセスの中では一定の想定で今後、どの想定を置くかというのは非常に重要なんですけれども、より現実的な機材と運行対応と回数に基づくコンターをこれから1年半間くらいかけて、1年ちょっとぐらいかな、引いていくことになりますので、それに基づいた見直しは当然やることになると思います。

【廻委員】 結構難しいのは、関空のほうと違って、先、いろいろ不確定要素の中でコンセッションと両方やるというのはなかなか難しいですよ。

【滝川課長】 はい。そこはもう全く仰るとおりだと思います。そういう意味で、ただ単に機構から、新関空みたいな特別な会社ではなくて、純粹の民間事業者に移すという意味で、円滑にやるための経過措置という面もありますけれども、同時に、やっぱりこれだけ騒音問題と騒音対策の歴史があり、人口が密集している福岡周辺での騒音対策を今後、滑走路増設ということを念頭に置きながら、民間の事業者に移すということになると、そういう観点からする、何か経過措置みたいなものも必要なのではないかなという問題意識は我々持っておりまして、そのことはちょっと十分考えておく必要があると思っています。丸投げすると、それはコンセッション自体かなり厳しいと思いますね。あるいは収支が非常に、そこは厳しくなっちゃう。

【盛岡分科会長】 ありがとうございます。経過措置のようなことも、方策の検討を行いますという中のどこかに含まれていると思うんですけどもね。なかなかこの文面だけでは、それは理解しがた

いし、理解していただくレベルでもないのですが、ただ会議体としてはその種の議論が行われたというのは非常に重要なことだと思いますね。

【滝川課長】 はい。

【盛岡分科会長】 どうぞ。なかなか不確定な世界についての議論ですので。

【廻委員】 不確定ですよ。

【盛岡分科会長】 ただ、ご発言いただくこと自体が次の3期の進める委員の方々にとっては大変重要な要因になりますので、ぜひご発言いただきたいと思います。

【廻委員】 ちょっと1つ質問なんですけれども、民防なんですけど、もちろん音の、今、航空環境何とかセンターというところでちょっと研究会に入ったんですけれども、音って非常に主観的じゃないですか。だから前と随分同じデシベルでも、だんだん変わってきていないですか。今の人は。今のあれは。そうすると、何となく終わっていくかなと思っても、結構続くんじゃないかというのは。

【滝川課長】 山田先生なんかは何うと、もしかしたら同じ音量に対する許容度とかというのは、都市化した地域だと下がっているとかあるかもしれませんねという考え方は海外なんかでもお持ちの方はいらっしゃるようですが、ただ、いろいろなここ最近の状況も踏まえた上で、W値からエルデンに切り替えるという意味での環境基準の、結局同じレベルにしましたので、そういう意味では形式的な切り替えなんですけど、ただそれをやるときに、従前のW値70、75に対して、エルデンで今、57、62ですか、と置く上で、その水準が適切かどうかということは別途、環境省環境審議会のほうで考えになった上で、環境基準としてはそれでいいということになっていますし、多分、健康影響みたいな面でも、そのことは主観的な受けとめ方が変わって、それで健康影響が変わるということには、これはもうありませんので、そういう意味では大きな問題はないと思います。ただ、例えば苦情がありますとか、そういうものの数というのは、もしかしたら増えるかもしれませんし、それは音量のいかにかわらず、例えば今まで発生していなかったところであれば小さい音量でも苦情が出るし、実は千葉でちょっとそういうことが起こっております。

【廻委員】 千葉ですごかったですね。苦情ね。

【滝川課長】 はい。木更津なんかですと、千葉市上空よりは今でもまだ相当音量も大きいしW値も大きいんですけれども。

【廻委員】 この間、変えたから。

【滝川課長】 再拡張前より少し音量が下がっているものですから、そういう意味で苦情は減っているんですね。

【盛岡分科会長】 全体をごらんになられると、第2期に比べて第3期は丁寧な書きつづりをされているというのは、もうごらんになられたらおわかりにいただけると思うんです。その点では会を重ねることで前進していることは間違いないんですが、ただ民間コンセッションとの対応で、今の段階でそのことを想定範囲内に置けば、書きつづりがもう少し変わるかもしれないというところがもしおありでしたら、そこはぜひご意見賜りたいと思うんですけれども。

【廻委員】 ちょっと難しいですね。

【盛岡分科会長】 そこはなかなか難しいですけれどもね。書きっぷりの幅の中におさめていただくと大変ありがたいですね。

【安河内委員】 やっぱりもうちょっと何か書きこまないといけないんじゃないかという気はちょっとしますけれども。先ほどやっぱり課長さんも、平成30年ぐらいまでに決まらないうと困るとかっていうふうなことをおっしゃっていましたので、ということはそう考えると、やっぱり平成30年って1つの目標なわけですから、そう考えるとちょっと踏み込みが足りないんじゃないかなという感じがしますけれども。

【滝川課長】 そこは2点ありまして、実は政独委の全体のほうでも、ちょっとご質問のあったところなんです、コンセッションを念頭に置く上で、民間に、これは結局、運営権を売却するわけです。私どもとしてはやはり国庫の歳入という観点から考えると、なるべく、同じ条件であれば有利な価格で売却をしたいということがございます。それを考える上で、やっぱりお尻を切られてしまうというのは、事業者さん、地元である程度、公共的なところも関与はされると思うんですけども、ちょっと足元を見られるという言い方は適当ではないかもしれませんが、少しでもこちら側のフリーハンドを減らしてしまっ、交渉の有利さを減らすことは避けたいということもございまして、コンセッションの目標年度みたいなものをここに書きこむのは適当ではないということで、政独委のほうでも、まあそうですよねというご理解をいただいたところです。

それと、これは29年度までが中期目標期間で、一応、経営改革法では30年度までというのが目指すべき期間になっていたの。

【盛岡分科会長】 1年ね。

【滝川課長】 またそのちょっと1年ずれている中をうまく表現するというのは、率直に言って、無理をすると、またちょっとハレーションが起きかねないところなので、正直言ってちょっと難しいということもございます。

【盛岡分科会長】 例えば今の議論の中で、どれでもいいんですけども、一番最初の①再開発整備事業ってありますよね。この中で言うと、言葉1つずつを見ると、きちっと書き込まれていると。すなわち「空港周辺まちづくりの観点から」と、この「観点」は非常に大事な「観点」で、それから「引き続き」と書いているので、今までもやってきましたということですから、「既存貸付物件の修繕や維持管理を中心に適切に実施します」と。この「適切」というのの中には、当然ある種のコンセッションで民間が運営を考えた場合に、この種の物件の処理に当たっても、価値が高いということが非常に重要になってくるので、この修繕とか維持管理というのは当然ながらその「適切」の範囲の中には入っているわけだから、言うこともないと言えば、これで全て書かれているんですね。そういう理解をしておけば、この文言は何も問題がないというように1つ1つ見ていくと、書けているような気もするんですが、いかがでしょうか。

【滝川課長】 はい。そのつもりです。例えば再開発で言うと、一番大事なことは要するに新規はや

らないと裏側から言っているわけですし、それが最大のポイントでもあると思っているんですね。

【安河内委員】 でも、そうなんですよね。だからそれは、その前のことを知っている人は、確かに新規がないなど。引き続き、あるものの管理しかしないんだなというふうなことをわかるんですけども、それを知らない人は、新規やらないということがこれからわからないというか、なかなかそこに気がつかないという、何というか裏を読まなければいけないような文章になっていると思うんですよね。

【廻委員】 大体こういう文章はそういうものです。

【盛岡分科会長】 そうなんです。

【安河内委員】 いや、それをやめましょうということなんじゃないんですか。もっと国民にわかりやすくしましょうって。

【盛岡分科会長】 国民にわかりやすくか。

【廻委員】 ただ不確定な要素は多いんですかね。

【滝川課長】 まさに、ほかの空港でのやっぱり先行事例を見てビジネスモデルを組み立てることになるでしょうから、ほかの空港におけるコンセッションの実際の進捗、それから滑走路整備に向けての財源スキームだとか、それとやっぱり地域の、経済界も含めた地元の行政とその経済界もやっぱり積極的に関与しないと、なかなか完全民間だけのコンセッション主体の組成というのは難しいと思いますので。

【廻委員】 普通考えて私なんかは、空港のこの2本目の話って随分10年前ぐらいからやっているじゃないですか。空港整備プロセス委員会というのを2002年にやっていたんですけども、それからずっと私、沖縄のほうをやっていたんですが、このリズムでやっているものに対して民間企業がコンセッションで手を挙げるとするのはなかなか想像しがたいところもありまして、私の私的な感じですけども、このスピード感とか。あまりに、いつになるかわかんない、10年以上先の2本目の滑走路を含んだコンセッションってなかなか難しいよね。手を挙げるとするとね。

【滝川課長】 しかし30年ないし50年の、長ければ、お買い物になるもんですから、そういう意味では例えばマーケットサウンディングみたいなものも含めて、やっぱり準備に2~3年はかけるといことは、もともとスキームとして想定していますので。

【廻委員】 ですけども、今もう第1段階、第2段階、第3段階でやっと構想段階が終わって、もうすごい時間がかかりますよね。だから、その間の時間価値というのは随分もう、それは誰のせいでもないんですけども、財務省がお金くれないししょうがないんですが。そのリズムと世の中の動きのスピードとがなかなか合わないの、そんな中、民間というのは難しいかなと私なんか思っちゃうんですけども、それはちょっとこれとは関係ないですが。リズム感が。しょうがないですね。日本は民主主義の国だから。押しつけるというわけには、どけ、つくれというわけにいかないんで。いろいろ手続が要りますから。

私はこれで、読んで、こんなもんかなと。ちょっと確かに安河内先生がおっしゃることもわかるん

ですけれども、書き込むことは難しいかも。

【盛岡分科会長】 1つずつ見ていくのもなかなか大変なところがありますので、全体をごらんになられていかがでしょうか。

【安河内委員】 私、中期目標と中期計画、何というんでしょうね、中期目標はこれでいいんでしょうけれども、計画のほうは、せっかく「ですます調」にしたのに、何というか、目標を単に「ですます調」にただけみたいな、書きかえただけみたいな感じ。

【廻委員】 今までずっとそう。

【安河内委員】 いや、少し詳しくはなっているんですけどもね。

【廻委員】 わりと……。

【安河内委員】 あと、やっぱり計画って、もう少しわかりやすく書いたほうがいいのに、「何々し、何々し、何々するとともに、何々し、何々します」とかという。で、「また何々します」とかっていう。非常にだらだらして、いろいろなことが盛りだくさんで、計画だったらやっぱりもう少し箇条書きに近いような形で、わかりやすく1つ1つ区切って書いたほうがいいんじゃないかなと思いますけれども。

【廻委員】 そもそもこのパターンというのがそういう。このパターンが普通の計画表、企業の計画書とは大分違います、それは。こういう……。

【安河内委員】 すごく盛りだくさん。形容詞が多いというか。

【廻委員】 役所言葉ね。

ある意味で、例えば再開発事業、「空港周辺のまちづくりの観点から、引き続き、既存貸付物件の修繕や維持管理を中心に適切に実施します」というのは別に計画ではないんだって。でもまあこっち、隣と同じことを書いてあるんだけど、そうなんです、でも今までずっとそうだったなと思って。だから多分その、独法というのはそういうところなのかなと思った。

【安河内委員】 いや、違うって。

【廻委員】 だってこんなのあり得ないと思う、企業なら。

【盛岡分科会長】 いや、これ、よくよく考えると、この後おつき合いする先生は、やっぱり毎年これの評価をやらないといけないのと、今までですと評価の際のメルクマールとかベンチマークについては若干書き過ぎたとか瑣末なものを書き過ぎたところがありますけれども、一応手がかりはあったんですね。それがどちらかというと、文章体に全体図なっていますので、これ達成度というのを評価する方は非常に大変な。だから場合によっては、何というか、内容は書いてあるけれども箇条書き的に、これは分節化されているほうがいいところは、やっぱりちょっと分節化したほうが。

【滝川課長】 項目ごとの評価みたいなのがしやすくなるようにですか。

【盛岡分科会長】 ええ。しておくことが可能なところは、箇条書きという精神を生かして、若干の分節化をしておいたほうがいいところがあればね、ご発言いただきたいと思う。

【廻委員】 確かに数値入っていて、これを見て発言、ずっと言っていたんですけども、数値を入

れて、例えば10人を5人にして50%ダウンとかいって、それが何なんだみたいな感じがありましたよね。

【盛岡分科会長】 そうそう、そうなんですよ。

【廻委員】 でも我々それしかわかんないしということ。

【安河内委員】 ああいう瑣末な。

【廻委員】 ああいう瑣末でしたよね。

【安河内委員】 瑣末なところ、結構ありましたよね。

【廻委員】 そう、細かくね。

【安河内委員】 今回は、そういうのはないのはいいんですけれども。

【廻委員】 今度は何か……。

【安河内委員】 例えばこの3ページ目の、この②の広報活動の充実イとかって、わざわざここイ、ロに分けてあるんですけれども、このイって盛りだくさんで、一体何をやるのかいまいちよくわかんないという。いっぱいありますよ、ここ。いろいろなことをやると書いてあるんですよ。

【佐藤課長補佐】 私、先ほどもちょっと申しましたが、評価基準、この事項に係る評価基準というのは、やはり仰るとおりきちっとしていかなくはいけないと思うんです。それを目標にきちっと書くのか、後から評価基準として業務実績報告書で明らかにするのか。ということで我々今考えていますのは業務実績報告書、毎年度決算の時期にお示ししていますが、あれをもうちょっと、これの解釈としてこういう評価事項があって、こういう評価をしていますというのをきちっと評価基準として作らなくてはいけないと考えております。ただちょっと、それぞれの項目についてブレイクダウンして、これが今後の評価基準ですというところまではちょっとまだお示しできないんですが、今後、評価をいただくまでに、きちっとこういう評価基準でこういう評価をしていますというのを、ちょっと今までそこはあまり正直、細目されていなかった部分もあるんですけれども、評価基準をきちっとさせていただきたいとは思っております。

【盛岡分科会長】 例えば、これまたいつもながら一般管理費の抑制という、非常にある意味では機械的に運用されかねないところがあって、これごらんいただくと「一般管理費について、業務運営の効率化を図ることにより」でポツがあって、最後「15%以上削減します」と。だからこれ目標というのは「15%以上削減します」であって、それ「図ることにより」というのは手段になっているわけですね。ところが、考えてみたら業務運営の効率化を図るというのは、それは1つの目標なんですよ、明らかに。これは、例えば分節化したほうが、効率化を図ったということについての達成度はきちっと評価しましょうということになるわけで、その1つの指標は15%以上達成と、こういうことですからね。何かその辺はちょっと改善したほうがいいのかもかもしれないなと思ったりするんですよ。例えばですよ。

【安河内委員】 いや、私もそう思います。だからそういう意味ですごく盛りだくさんというか、1つの文章にいろいろなものが入って、1つの文にいろいろなものが入っていて、もう少し……。

【佐藤課長補佐】 ただ、こうしておけば、例えばそのときにこういう項目に取り組みました、こういう項目に取り組みましたというのを実績のときにあらわすのがいいのか、最初からきちっと項目を立ててマル・バツですのような評価がいいのか、そこは我々は、むしろ今の段階で細かくするよりは、その業務実績報告書の中で今年取り組んだ事項については、こういうことについてこれだけ達成度を達しましたとかですね、そういう評価。ですから、あまりここで細分化するのではなくて、評価基準を今後きちっと整理していったって、業務実績報告書の中でお示ししていければなどは考えております。

【盛岡分科会長】 なるほど。

【滝川課長】 率直に言って機構の仕事が、要するに法令や何かで、結局、事業の基準、対象となる世帯はこういうところで、これについては幾ら払いますと。土地を買うときにはあれですけども、こういう鑑定評価等に基づいてこうやって土地を買いますというものを我々の補助金委託料でやってもらうのが、事業の9割そういう世界なものですから、そういう意味でちょっと、例えば運営費交付金の中で動いているようなところとか、もうちょっと法人自体の努力で収入を膨らまし、それに合わせてさらに事業も発展しとか、というような独法さんとは。

【廻委員】 ということはできない。

【盛岡分科会長】 違いますよね。

【滝川課長】 ちょっと本質的に違うものですから、仰ることは全くそのとおりでと思うんですが、率直に言って、定性的であってもやはり国がやってもらっている仕事をやる上での考え方はきちっと共有をした上で、じゃあそれをいかに日々の業務運営でどうやってうまくやったかということを具体的に報告をしてもらって、それがいいんだ、悪いんだという、過去そういうふうにご審議をいただいたと思うんですけども、そういうほうがちょっとなじむような気がして。数値化できるものがまず少ないということが1つございますし、そうでなくてもやり方でもう決まっちゃってる事業ですから、再開発以外は。それについてあまり1個1個逃げ道なく業務のやり方をどうこうということをやちょっと書いてしまうのは、かえって現場の執行がしにくくなるんじゃないかなという気はするんです。それよりはやはり現場で頑張ってもらった分を、率直に言って我々もなかなか、ここをやったらもっとこうする、よくなるどうこうというのを目標で示すだけのあれもありませんし、どうしてもちょっと5年分を、あらかじめそういうのはなかなか厳しいところがあると思うんですが、現実の展開の中で、ここはやりました、ここはすみません、一般的な形容詞としてはやりましたけれども、実際にはこんなもんでしたというのをやっぱりやっていただいて、それを年度年度、どうだった、じゃあ来年度はどうしようというご審議をいただくのが、正直なところ、ここの運営スタイルに合っているんじゃないかなという気持ちは持っております。

【安河内委員】 それはいいんですけども、つまりこの計画って、だから最初から国民を対象にという話なので、やっぱりちょっと国民対象に読むには、ちょっと文章も長過ぎるし、1つ1つの文、区切りが盛りだくさん過ぎるんじゃないか。もっとわかりやすく提示できるんじゃないか。だから1つ1つについて必ずしも目標を、いや、目標は要るんでしょうね、要るんでしょうけれども、もう少

し何か細かく、それこそやっぱりちょっと箇条書き程度に少しわかりやすく、だから箇条書きで書いて、もう少し具体的に書くとかいうこともあると思うんですが、もう少しわかりやすく書くというようなことを目指してもいいんじゃないのかなと思います。

【滝川課長】 なるほど。例えば、いや6行、7行で1文1段落になっているようなものというのを中身に応じて2つか3つの文に分けるとか何とかという……。

【安河内委員】 そう。また、あたってもって書いてあるのは、やっぱりもう別のことをつけ加えているわけだから。

【廻委員】 確かに文書は長いことは。

【安河内委員】 長いですよ。

【滝川課長】 そういう見直しというのは可能なので。

【廻委員】 それは文を切るだけだからね。

【佐藤課長補佐】 それは可能だと思います。すみません、中身はこれでいいけれども、ちょっと文章としてというお話であれば、それは比較的……。

【安河内委員】 そうですね。どういうものを目標にしているのかということをもう少しわかりやすくなるように。

【佐藤課長補佐】 もう少しわかりやすくですね。

【安河内委員】 書けるのであれば書き直したほうがよろしいのではないのでしょうかという。

【滝川課長】 場所によって、ちょっと中期目標はもうまさに国のお役所の文書なもんですから。

【廻委員】 これはまあね。

【滝川課長】 これまでのいろいろな兼ね合いとか、過去の閣議決定の文章とか、各省とかの調整も正直言って踏まえて書いている部分があるので、そこはなかなか直りがたいんですが、そうでない部分で文章上の表現で切る、そうですね、ワンセンテンスに2つのことを書かないとかいうようなことはできるかもしれないですね。

【盛岡分科会長】 そうですね。文章で「また」とか、そういう言葉で継いでいる中で、前半と後半が内容的に直接的につながっていないと思われるものね。「また」ではなくて、それはもう並列で書いたほうがいいというものについては、ちょっと段落を落として書いてもらったらいということにしませんか。ご検討いただくということで。

【滝川課長】 はい。

【盛岡分科会長】 この、ちょっと気になったのは、組織運営の効率化のところ、「現在の事業三課体制の二課体制への見直し」とありますね。これは最終年度までに、年限の問題も書いてありますが、これ二課体制にするということは事業的に言うと、どういう枠組みが二課になるということを想定されているのでしょうか。

【福本審議役】 よろしいですか？ 現在、事業一課、二課、三課の割り振り、業務割り振りですが、一課が民家防音工事、二課が再開発と緑地造成事業、三課が移転補償という割り振りになってござい

ます。その中で、いわゆる技術職が必要な二課の緑地造成、それから三課の移転補償につきましても跡地管理のためのフェンス工事等がございますので、少し効率化できないかと。二課の緑地と三課の移転補償を一緒にすれば合理化できる部分も出てくるんじゃないかという部分が1つと、もう一つは民家防音工事と、それから二課がやっております再開発につきましても、再開発は今、先ほどの文面どおり。

【盛岡分科会長】 新規がありませんよね。

【福本審議役】 新規がなくて維持工事に入りますと設備等の工事になりますので。

【盛岡分科会長】 そうですね。なるほど。民防と関係性が。

【福本審議役】 一課がやっている民防の設備との業務のタイアップも可能じゃないか。そういう合理化を考えようという発想でございます。

【盛岡分科会長】 わかりました。ということの、何というか意味内容が、なかなかこれには反映しないから、なぜ三課を二課にするんだというのは、ちょっと伝わりにくいというか。いや、皆さん方が覚悟してといたらおかしいですけども、非常に合理性があってやっておられることだったらいんですけれどもね。という意味なんです。

業務の関連性と効率性を上げるという、その2つの側面ですよ。関連性があるから1つの管理をすると。効率的にやるんでしょ、結びつけることによって。そういうニュアンスが伝わればいいのかなと思ったんですけども。もちろんそういうことは必ず背景にあると言ってしまえばそうなんですけれども。

いかがでしょうか。1時間ぐらいの議論の中で、ほぼ対応はとれるかなと思うんですが、あと短期借入金、これ14億が4億ですか。これもある種事業内容のスライドで。

【福本審議役】 出資金見合いといいますか出資金は現金で基本的に処理しておりますので、大阪の10億が抜けた関係で、残り福岡の出資金見合い4億という意味でございます。

【盛岡分科会長】 わかりました。

あと、「なし、ありません」というのは必要なんですか。その下の。

【佐藤課長補佐】 こちらのほう、中期計画に盛り込むべき事項として。

【盛岡分科会長】 挙げられているんですか。

【佐藤課長補佐】 そうです。法律で定められていますので。

【盛岡分科会長】 そうですか。

【佐藤課長補佐】 ない場合にも一応。

【盛岡分科会長】 ない場合でも書きなさいということですね。

【安河内委員】 共通になってことですか。

【佐藤課長補佐】 そうです。独法の計画に盛り込むべき事項として定められておりますので。

【盛岡分科会長】 なるほど。じゃあ全体を通して、いかがでしょうか。

【佐藤課長補佐】 計画につきまして、今ご指摘のとおりもうちょっとわかりやすく、ちょっと機構

とも相談いたしまして変更案を作成しまして、早急に提示させていただきたいと思います。

【盛岡分科会長】 そうですね。検討された結果、現行、提案されている中期計画で構わないということであれば、またそれも1つの選択肢でありますので、一応ご検討くださいということをお我々としては申し上げたということにしたいと思います。

そうしましたら、皆様のご意見を伺って、基本は原案のとおり、次期中期目標・中期計画として承認をしたいということ。それから文章上の工夫は、特に中期計画の部分について段落をつけることによって、より意味の伝達がしやすいと思われるところについてはその種の工夫をしていただくということで、委員皆様方の賛同を得たということにしたいと思いますが、よろしゅうございますが。

【佐藤課長補佐】 はい。

(「異議なし」との声あり)

【盛岡分科会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまのとおり承認をするということにします。

そのほか、事務局のほうから何か連絡事項等ございますか。

【高橋室長】 はい。連絡事項としまして、大阪国際空港事業本部に係る資産・負債の新関西国際空港株式会社への出資について、担当よりご説明させていただきます。

【佐藤課長補佐】 資料2のご用意をいたしておりますので、資料2のほう、ご覧ください。これは昨年の7月、新関西空会社に大阪事業本部に係る資産・負債等を承継した際に生じた出資に係る書類でございます。

先ず評価決定書というのがございますが、これは新関西空会社が国、関西国際空港株式会社、それから機構から承継した資産について、資産評価委員会のほうで決定した評価決定書でございます。機構につきましても、そこ黄色いラインが引いてあるとおり、独立行政法人空港周辺整備機構から新関西国際空港株式会社に承継された資産の価額は35億5千万円、負債の価額は18億64百万円とするとされたところでございます。

この中身について、ご説明させていただきます。まず2枚目に新関西国際空港(株)に出資する資産・負債の評価方法とあります。次のページで細かい数字等が出てきますが、その考え方でございます。資産につきましても、基本的には企業会計原則、また金融商品に関する会計基準等、一般の企業が使っている基準に基づきまして評価をしております。また土地、建物につきましても、不動産鑑定士による鑑定評価額、これは収益還元法による評価でございます。これらを行いまして、機構、今まで独法の会計基準で管理してきた資産・負債につきましても、再度、企業会計原則に基づきまして洗い出しをしまして、先ほどの金額を出したところでございます。

具体的な評価につきましても、A3縦のペーパーでご説明させていただきます。まず一番左の欄でございますが、空港周辺整備機構の23年度の決算額が載っております。大阪、福岡、そして全体の資産・負債・資本が記入されているところでございます。この23年度決算の価額をもとに承継を行ったわけでございますが、その作業といたしまして、真ん中の欄にあるのが平成24年の6月30日、

機構が承継される前日の仮決算の数字でございます。資産につきましては、借方の欄でございますように現金及び預金から貸倒引当金まで、科目につきましては機構の科目を使っております。また、この評価額についても機構の会計基準で評価しているところでございます。23年3月末で38億あった資産が、24年6月30日においては34億74百万円となっております。また同様に負債につきましては、23年度末、21億76百万円であった負債の額が、24年6月30日、仮決算においては20億27百万円となっております。これらの増減につきましては未収・未払の整理であるとか、あるいは3カ月分の減価償却費、資産に係る減価償却等が行われた結果でございます。ここまでは機構の会計基準、独法の会計基準に基づきます計数でございます。

このそれぞれ資産・負債につきまして、先ほど2ページ目にあります基準に基づきまして、基本的に民間の企業会計原則に基づきまして時価評価をいたしました結果、資産につきましては34億74百万円が35億5千万円と増えております。これは主に有形固定資産、これが機構の簿価を再評価、時価評価した結果、増える結果となっております。

一方、負債の部につきましては、20億27百万円の負債が18億64百万円となっております、この差額、一番下にあります、これが16億86百万円でございますが、これが機構から新関空会社への出資金という整理になっております。また、この機構から新会社への出資につきましては、7月1日付で政府に無償譲渡されているものでございます。

以上、簡単ではございますが、機構から新関空会社への出資に関するご説明でございます。

【盛岡分科会長】 ありがとうございます。何ですか、16億？

【佐藤課長補佐】 一番右の下の欄でございます。16億86百万円。

【盛岡分科会長】 16億86百万円ですね。これが無償譲渡によって新会社に出資されたということですね。

【佐藤課長補佐】 そうです。資産マイナス負債で。

【盛岡分科会長】 わかりました。じゃあ、これはご報告いただいたんで、審議することではないんですが、あえて何かこれに関連してといいますか、これ7月1日付で、私たちが関わっておりました大阪の事業本部の部分が、お金的にはこういう形で決算を迎えたということなんですね。ありがとうございました。

ちょっと私のほうから伺うのはあんまり妥当ではないんですけども、例えば大阪での事業本部にいらっしゃった方の中で、知恵をお持ちの方が、この新会社に何らかの形で雇用されているとか、あるいは逆に人的に転籍といいますか、元へ戻られたとか、そういうのはどっかに載っているものなんでしょうか。

【滝川課長】 一覧的なものがあるかということですか。

【盛岡分科会長】 そうそう。

【滝川課長】 一覧的なものはないと思います。

【盛岡分科会長】 ただ、それぞれの道を歩んでおられると。

【滝川課長】 当日の人事発令の中から関連のを寄せてくればそういうことになるんだと思いますが。

【盛岡分科会長】 人的な問題は1つ、それぞれの人に属することなんですけれども、いわゆるその事業本部が行ってきたさまざまな知恵の継承という点で言った場合は、どのように解釈すればいいでしょうか。

【淡路理事長】 前に属していた人の中で、この事業をやっていた方がほとんど新しい会社に移っていますので、そのまま。国からの引っ越しも含めて。ですからそこで傳承されているとお考えいただいていいと思います。

【盛岡分科会長】 逆に地方自治体から出向された方はもとへ戻られて、まちづくりの、周辺を含めて、ご担当になって続けておられる、そういう理解でよろしいですか。

【淡路理事長】 ええ。

【滝川課長】 なので、大阪についても次のコンセッションを考えられているわけですし、既に新関空会社の周辺環境整備部門、周辺対策部門の中では、これまで機構でやってきて、今、新会社でやっていて、次のコンセッション主体に、どうやって周辺環境整備のノウハウであるとか、いろいろなことを伝えていく、そのために今どうしておいたらいいのかという問題意識は持っていますので、そこはちゃんと前から引き継いだもの、今後引き継がなければいけないものという意識は現場にそのまま残っていると私は思います。

【盛岡分科会長】 わかりました。ありがとうございます。

【佐藤課長補佐】 書類で言うと、会計的な書類等はやはり機構のほうに残さなくてはいけないんですけれども、業務に関する書類等につきましては新会社のほうに引き継がれておりますので、過去の実績等につきましては新会社に、書類としては移っているものと思われま。

【盛岡分科会長】 わかりました。書類も大事なんですけれども、やっぱり知恵ですので、知恵の傳達が一番大事だと私、思いますものですから、あえて申し上げました。

それでは、ご審議いただくこと、それから予定されておりました報告事項が終わりました。長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございました。

議事録につきましては、後日、その内容の確認をしていただくために委員各位に送付いたします。

お忙しいところ誠に恐縮でございますが、発言内容のチェックをお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、独立行政法人評価委員会空港周辺整備機構分科会を終了いたします。どうもありがとうございました。

— 了 —